

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	残留熱除去系海水ポンプにおいて、ページングボックス脇にある埋設ケーブル用柵の蓋に足を乗せた際、蓋が外れ足を踏み外し柵の角に左足の膝下をぶつけ裂傷が認められたため、対応検討	A	10月27日公表済 (PDF13.6kB)
2	5号機	主タービン起動時において、発電機励磁機減速機付近より異音が認められたため、当該部を点検・修理	A	11月 2日公表済 (PDF197kB)

その他： 20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒引抜監視装置において、制御棒30-39を1ノッチ挿入した際に当該装置の出力値の指示不良（変化量が大きい）が認められたため、対応検討	D	
2	1号機	社内検査において、中央操作室空調の外気入口弁及びブースターファン入口弁のランプ表示不良（両点灯）が認められたため、当該弁のリミットスイッチを点検・修理	D	
3	1号機	放射線廃棄物処理系フィルタースラッジ貯蔵タンク（A）において、タンクレベル計の指示不良（上昇）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
4	2号機	高圧注水系復水ポンプ出口空気作動ドレン弁の点検時、駆動部制御空気減圧弁のペント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	格納容器雰囲気モニタ圧力抑制プールサンプル入口隔離弁の点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を修理	D	
6	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出配管ペント2次弁等（2カ所）において、ハンドル部に銘板が取付られていないことが認められたため、当該銘板を取付	D	
7	2号機	パワーセンタ2A-1電源停止の為、局所空調用モーターコントロールセンター2A-1の遮断器を切ろうとしたところ、誤操作（読み違い）による他電源（放射性廃棄物処理建屋空調）の停止が認められたため、注意喚起	C	
8	2号機	循環水ポンプ（B・C）の浸透探傷検査時、インペラ吸込み端部側及び吐出端部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）油冷却器油温度調節弁（2台）の点検時、弁にスティックが認められたため、当該弁を修理	D	
10	2号機	残留熱除去系ポンプオイルクーラ（A・B系）において、クーラ水室保温カバーに変形が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
11	2号機	衛帯蒸気復水器の点検において、胴体と胴体平蓋の溶接部に溶接施工不良及び薄肉部が認められたため、当該部を点検・補修	C	
12	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット流体継手温度記録計において、打点番号に対応するインク色の入れ間違いが認められたため、当該計器を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	原子炉冷却材浄化系廃樹脂デカントポンプ入口弁において、弁全開時、開側のランプの点灯不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
14	3号機	サービス建屋玄関において、自動扉の動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
15	4号機	ほう酸水注入ポンプ室局所空調機冷却水入口圧力計テスト弁において、ハンドルナットの脱落及び紛失が認められたため、当該ナットを取付	D	
16	5号機	タービン建屋ストームドレンサンピットエリアにおいて、仮設ホースの外れによる水の飛散の際、清掃前の汚染確認の未実施が認められたため、注意を喚起	C	
17	6号機	可燃性ガス濃度制御系の定例試験時、ガス入口弁の閉動作不良（約30%開度で停止）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
18	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット海水冷却水ポンプ吐出ストレーナ（A・B）において、上蓋止めビスに腐食（全数）が認められたため、当該ビスを交換	D	
19	6号機	補助ボイラ（B）ドラムレベル計において、保護カバーの脱落及び破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
20	集中環境施設	低電導度ドレン系廃液サンプルポンプ（B）出口試料採取調節弁他において、シートパス（2秒1滴程度）が認められたため、当該弁を点検修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで